

## 随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

契約日	件 名	契約金額(税込) (単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
001 令和7年04月01日	消防局人事給与システム保守管理委託（令和7年度分）	11,208,120		11,208,120	消防局総務部人事課	消防局人事給与システム保守管理委託業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002 令和7年04月01日	(単価契約)定期健康診断(雇用時健康診断を含む。)の委託	予定 総額 30,704,598		30,704,598	消防局総務部人事課	一般財団法人京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003 令和7年04月01日	ヘリコプターテレビ電送システム保守業務委託（令和7年度）	6,292,000		6,292,000	消防局警防部情報指令課	N E C ネッツエスアイ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004 令和7年04月01日	多重無線回線ネットワーク保守業務委託（令和7年度）	26,084,300		26,084,300	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005 令和7年04月01日	消防救急デジタル無線システム保守業務委託（令和7年度）	45,985,500		45,985,500	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	政令第11条第1項第2号	物品			
006 令和7年04月01日	消防業務システム保守業務委託（令和7年度）	29,294,100		29,294,100	消防局警防部情報指令課	株式会社D T S W E S T	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007 令和7年04月01日	消防指令システム保守業務委託（令和7年度）	96,030,000		96,030,000	消防局警防部情報指令課	株式会社日立製作所	政令第11条第1項第2号	物品			
008 令和7年04月01日	消防車両車載端末装置保守業務委託（令和7年度）	20,119,880		20,119,880	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009 令和7年04月01日	救急救命士等に対する医師の指示に関する委託契約	52,393,000		52,393,000	消防局警防部救急課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010 令和7年04月25日	操縦士技能証明の限定変更に係る学科訓練及び飛行訓練等の委託について	9,469,169		9,469,169	消防局総務部施設課	朝日航洋株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011 令和7年05月19日	京都市消防局本部庁舎 地下2階C V C F用(No.1)蓄電池更新委託	35,970,000		35,970,000	消防局総務部施設課	株式会社G S ユアサ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012 令和7年06月10日	回転翼航空機(A S 3 6 5 N 3・J A 0 2 F D)用部品(エンジン)	557,716,280		557,716,280	消防局総務部施設課	日本エアロスペース株式会社	政令第11条第1項第2号	物品			
013 令和7年06月10日	大型はしご自動車分解点検(洛西第2消防隊 京都800は1116)	30,351,970		30,351,970	消防局警防部警防課	株式会社モリタテクノス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014 令和7年07月04日	消防局本部庁舎自家用電気工作物法定保安監督業務委託(受変電設備定期精密点検業務)	5,137,000		5,137,000	消防局総務部施設課	日新電機株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015 令和7年07月09日	回転翼航空機(J A 0 2 F D:あたご)耐空証明検査前整備	37,796,000		37,796,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016 令和7年07月11日	救急救命士養成事業の委託	17,840,900		17,840,900	消防局消防学校教育管理課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017 令和7年09月26日	京都市上京消防署所等11施設照明設備LED化簡易型ESCO事業	43,149,700		43,149,700	消防局総務部施設課	東邦電気産業・トフレック共同グループ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
018 令和7年09月26日	京都市下京消防署所等11施設照明設備LED化簡易型ESCO事業	48,967,072		48,967,072	消防局総務部施設課	東邦電気産業・トフレック共同グループ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
019 令和7年09月26日	西大路消防出張所移転に伴う消防指令システム機器移設等業務委託	8,107,000		8,107,000	消防局警防部情報指令課	株式会社日立製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防局人事給与システム保守管理委託（令和7年度分）
- 2 担当所属名  
消防局総務部人事課
- 3 契約締結日  
令和7年4月1日
- 4 履行期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
消防局人事給与システム保守管理委託業務コンソーシアム  
(代表幹事) 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉢町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
11,208,120円
- 7 契約内容  
人事給与パッケージシステム（システム機器及びソフトウェア）の保守管理業務
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、本システムに含まれる一部のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用権のみを与えられている。これらのプログラムプロダクトの中には、データ変換等システムの稼動に必要なツール、サーバ運用に必要なツール及び端末側における処理に必要なツールが含まれており、本システムの保守管理に際していずれも必要となるものである。これらについて、システムを開発した日本電気株式会社が排他的権利として有しており、第三者への使用権の譲渡及び賃借を認めていないことから、同社以外が既存の機能を損なうことなく維持・保守を行うことができないため、他者との競争が成立せず、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社が有する著作権を共有するメンバーで構成されたコンソーシアムと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
(単価契約) 定期健康診断（雇入時健康診断を含む。）の委託
- 2 担当所属名  
消防局総務部人事課
- 3 契約締結日  
令和7年4月1日
- 4 履行期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京北壺井町67番地 一般財団法人 京都工場保健会
- 6 契約金額（税込み）  
(予定総額) 30,704,598円
- 7 契約内容  
労働安全衛生法第66条の規定に基づく健康診断業務
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
消防職員の健康管理業務について、産業医を中心に各種健康診断を連携させ、日常の健康管理をはじめ、消防業務の特性から発生する突発的な健康障害に即応できる体制を構築するため、同一の健診機関が業務を実施することで、全ての健診情報を連携させ、当局の安全衛生体制を総合的に推進する必要がある。  
また、職員の更なる「こころと身体の健康」の増進や快適な職場環境の形成のためには、健康管理の中心となる産業医の果たす役割が極めて重要である。産業医の資格を有する医師であっても、その安全衛生に関する識見やアイディアの豊富さ、熱意には個人差が大きく、より高い水準で効率的な職場の安全衛生を推進していくためには、識見やアイディアが豊富で熱意に富み、かつ、消防業務の特性に精通した実行力のある産業医を選任することが必要であるため、価格競争である「競争入札」には適さない。そのうえ、選任については、産業医個人の有する能力で比較することが必要となるため、契約内容の履行に必要な能力を比較する「プロポーザル」や、企画した成果物の良否を比較検討する「コンペ」については、医師である産業医が自ら参加することは考えにくく、「プロポーザル」や「コンペ」の方法で選任することもなじまない。  
以上のことから、随意契約とする。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

## 10 契約の相手方の選定理由

次の理由から産業医として宮川昌也氏、その補佐として岡本昭夫氏及び寺坂紗稀氏を選任し、健診機関として上記医師が所属する（一財）京都工場保健会を選定する。

### (1) 産業医の選任理由

消防職員の健康管理については、凄惨な災害現場活動により受ける慘事ストレスの対策が特に必要となる。慘事ストレス対策に有用な情報と知識を有する者は、現在のところ宮川医師のみであって、他の医師を選任した場合は、改めて消防業務の特性など必要な情報を収集し、経験と実績を積み十分な理解を得るまでに相当の期間を要することとなり、その間、慘事ストレス対策の必要が生じても有効に対応することができないこととなる。

#### ア 慢性ストレスに必要な情報等

慢性ストレス対応のカウンセリングは対象者の勤務実態、健康状況、ストレスの原因となる災害現場活動について、その実情を十分に理解した上で実施しなければ効果が期待できない。

そのため、消防業務をよく理解し、慢性ストレス対策を行うことが重要となる。

#### イ 慢性ストレス対策の可能な医師が希少であること

慢性ストレスに対応できる医師は全国的にも非常に少ない状況であって、全国の各消防本部でもその手法について摸索を続けているのが実情である。

#### ウ 選任する医師の能力等

宮川医師は、当局職員の勤務実態、災害現場活動について詳細に理解しており、慢性ストレス対策に必要な情報等を有しており、当局の定期健康診断の結果に基づく意見やストレスチェックの実施、長時間勤務職員に対する面接指導や慢性ストレス対策等を実施している。

近年においては、伏見区で発生した大規模火災（京都アニメーション）に出動した隊員に対して、慢性ストレス対策に基づく面談等を実施している。

岡本医師は、日本産業衛生学会専門医及び公益社団法人日本作業環境測定協会からオキュペイショナルハイジニストとして認定され、事業所でのリスクアセスメント及びその結果に基づくリスクマネジメントを支援することができる専門家として活躍されている。多くの事業所で、慢性ストレス対策をはじめとした職員に対する講話等を実施している。

寺坂医師は、社会医学系専門医として、事業所における定期健康診断の結果に対する意見や長時間勤務職員等に対する面接指導を実施している。

#### エ 他の産業医との比較

健診機関は、出動等を考慮し、勤務時間中に健診を実施するため、市内に健診施設を有することが条件となるが、市内に健診施設を有する他の健診機関に属する産業医の中に同等の情報を有する者はいない。健診機関に属さない産業医についても当局の勤務実態等について詳細に理解する機会を得た医師はいない。

### (2) 健診機関の選定理由

健診機関については、消防業務の特性を十分に理解した産業医の意見や方針を最も忠実かつ迅速に当局の安全衛生に反映させるため、産業医の属する機関とするべきであるが、選任する医師が所属する（一財）京都工場保健会は次のとおり、健診機関として健診体制においても選定すべき理由がある。

#### ア 多様な健診に対応

消防職員は、火災・救急・救助現場においては常に危険にさらされている。そのため、突發

的な検査に対応でき、かつ、その結果と併せて心身の状況を判断するために必要となる過去の健診情報が管理されていることやP T S D対策等の心身症対策を実施できることが条件となるが、(一財)京都工場保健会はこれらの条件を全て満たしている。

#### イ 機動性及び職員の利便性

当局は市内各所に多数の職員を抱えており、災害出動に備えるため、各消防署等へ巡回健診(年2回、春及び秋にそれぞれ3週間で40回以上)によって健康診断を実施しており、一定の期間内に実施するためには相当数の健診車を保有していることが条件となる。

また、感染症対策や惨事ストレス対策を即時に行うことがあることから、市内に各種健康障害に対応できる診療所を有していることが不可欠である。これらの条件を満たしているのは(一財)京都工場保健会のみである。

#### ウ 良好な精度管理

(一財)京都工場保健会は、公益財団法人全国労働衛生団体連合会が実施している、健診機関の設備・機器、人的体制、健診技術、データ管理、健診後のフォローアップの状況、各種規程などの整備等の健診機能を総合的に評価し、優良な施設を認定する「労働衛生サービス機能評価事業」の認定を受けている。京都府内では、(一財)京都工場保健会を含む4施設のみが認定されている。

また、公益社団法人全国労働衛生団体連合会が実施している、健康診断で行われる各種検査の精度が高いものとなるよう健診機関における検査技術を審査・評価する「総合精度管理事業」においても、(一財)京都工場保健会は極めて高い評価を受けている。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

ヘリコプターテレビ電送システム保守業務委託（令和7年度）

### 2 担当所属名

消防局警防部情報指令課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
NECネッツエスアイ株式会社

### 6 契約金額（税込み）

6,292,000円

### 7 契約内容

ヘリコプターテレビ電送システムのハードウェア及びソフトウェアの点検並びに障害発生時の応急対応の業務を業者に委託する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

比叡山無線中継所に設置しているヘリコプターテレビ電送システム受信基地局は、ヘリコプターから電送される信号を自動的に追尾し受信し、災害現場の状況を、通信衛星ネットワーク等を活用し、当局はもとより、内閣府（官邸）、総務省消防庁、京都府及び他都市の消防本部にも配信する基幹設備である。本保守業務を遂行するには、受信機等の各機器の分解及び調整が必要であり、構成及び非公開の技術情報などを把握し、認識していなければ整備することができない。

当該システムは日本電気株式会社が開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施できる技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している日本電気株式会社のみが有しております、一般には開示されない。令和5年4月1日より、ヘリコプターテレビシステム事業がグループ会社のNECネッツエスアイ株式会社に業務移管され、その技術や情報は当該業者のみが所有することとなった。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 2号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

多重無線回線ネットワーク保守業務委託（令和7年度）

### 2 担当所属名

消防局警防部情報指令課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

26,084,300円

### 7 契約内容

多重無線回線の機能停止を未然に防止し性能を維持するために、定期点検及び障害発生時における緊急障害対応等の保守業務を業者に委託する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

多重無線回線ネットワークは消防局本部庁舎と各無線中継所を結び、出動指令や高所カメラ映像等を送受信するための情報伝達網で、当該ネットワークに障害が発生した場合、安心・安全な市民生活に甚大な影響を及ぼすため、24時間365日無停止が要求される。

本委託業務については、現在稼働中の多重無線回線ネットワークの運用に支障を生じさせず、ネットワークの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。従って、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、制御プログラムに起因するものかについて、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。

当該システムは日本電気株式会社が本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施できる特殊技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

消防救急デジタル無線システム保守業務委託（令和7年度）

### 2 担当所属名

消防局警防部情報指令課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

45,985,500円

### 7 契約内容

消防救急デジタル無線システムについて、各無線局の点検の実施並びに障害発生時の対応ほか機能保全に関する保守業務を委託する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

消防救急デジタル無線システムは、消防局本部及び消防署所並びに緊急車両等に設置している無線局間において相互通信するためのシステムで、当該システムに障害が発生した場合、安心・安全な市民生活に甚大な影響を及ぼすため、24時間365日無停止が要求される。

当該システムの保守・運用を行うには、本市の無線運用特性等を踏まえ本市仕様として開発された、当該システムのハードウェア及び制御プログラム等を全て理解し熟知した上で作業する必要がある。

当該システムを設計、製作し、ハードウェア及び制御プログラム等を開発した事業者以外から調達する場合は、他社が開発した、一般的でなく高度かつ特異なシステムのハードウェア及び制御プログラム等を、完全に理解させる必要があり、開発事業者と比べて調達費用が著しく多額となる、かつシステム障害発生時の復旧が困難になるおそれがある。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 2号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

消防業務システム保守業務委託（令和7年度）

### 2 担当所属名

消防局警防部情報指令課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通麁屋町西入立壳東町28番地2  
株式会社D T S W E S T

### 6 契約金額（税込み）

29,294,100円

### 7 契約内容

システムの障害等による機能停止を未然に防止するために必要なソフトウェアの機能点検、障害発生時における障害発生要因の調査、システム障害からの復旧及び平常時におけるシステム運用に関するサポートを行うもの。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該業務は、現在運用中の消防業務システムの運用に支障を生じさせず、システムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする専門的な知識、技術等が必要である。

従って、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、アプリケーションに起因するものか、O Sに起因するものか等について、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。

当該システムは株式会社D T S W E S Tが、本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施することができる知識及び技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのプログラム及びデータベース構造等に関する技術情報について熟知している株式会社D T S W E S Tのみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 2号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

消防指令システム保守業務委託（令和7年度）

### 2 担当所属名

消防局警防部情報指令課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
株式会社 日立製作所

### 6 契約金額（税込み）

96,030,000円

### 7 契約内容

消防指令システムについて、対象機器に対するハードウェア保守、システム障害時の機能復帰及びシステム運営の一部等の保守業務を委託し、当該システムの安定稼動を図るものである。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

消防指令システムは、火災・救急等の災害対応を行う上での基幹となるシステムであり、当該システムに障害が発生した場合、安心・安全な市民生活に甚大な影響を及ぼすため、24時間365日無停止が要求される。

当該システムの保守・運用を行うには、本市の地理特性等を踏まえ本市仕様として開発された、当該システムのデータ構造及び通信プロトコル等を全て理解し熟知した上で作業する必要がある。

当該システムを設計・製作し、制御プログラム等を開発した事業者以外から調達する場合は、他社が開発した、一般的でなく高度かつ特異なシステムのデータ構造及び通信プロトコル等を、完全に理解させる必要があり、開発事業者と比べて調達費用が著しく多額となる、かつシステム障害発生時の復旧が困難になるおそれがある。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 2号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

消防車両車載端末装置保守業務委託（令和7年度）

### 2 担当所属名

消防局警防部情報指令課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

20,119,880円

### 7 契約内容

車載端末が有する機能及び電気通信等関係法令に定める基準値等の維持並びに設備機器の障害等による機能停止を未然に防止するために必要なハードウェア及びソフトウェアの機能点検、障害発生時における応急復旧等運用体制を確保するための調整及び修理等を委託する。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

消防車両車載端末装置とは、消防車両（ポンプ車、はしご車、救急車等）に設置している車載端末装置本体と消防局本部に設置しているサーバ等から構成されており、消防指令システムからの出動指令等を車両に伝達するための装置である。車載端末装置本体の電子地図上には、災害点や消火栓等の情報や病院情報等が表示され、迅速な現場到着及び災害対応、病院搬送のために最も重要な装置の一つである。

本件は、消防車両車載端末装置の機能停止を未然に防止し、性能を維持するために必要な定期点検及び障害発生時等の緊急事態における応急復旧体制による保守業務を委託するものである。

当該システムは日本電気株式会社が開発しており、そのハードウェア及び制御プログラム等については、排他的権利として同社が有し一般に公開していないことから、契約の相手方が特定されている。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

救急救命士等に対する医師の指示に関する委託契約

### 2 担当所属名

消防局警防部救急課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地

一般社団法人 京都府医師会

### 6 契約金額（税込み）

52,393,000円

### 7 契約内容

救急救命士等に対する特定行為の指示を行う医師を1年間確保するもの

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

現場活動を行う救急救命士等が、心肺停止等の傷病者に対する特定行為（処置）を行う際、医師から具体的な指示を受ける必要がある。また、迅速な活動を要する現場活動について、早期に指示を受けることができる体制が確立していることも求められる。救急業務に精通した医師を24時間365日確保し、持続的に派遣することが可能であるのは当該相手方のみであるため契約を締結。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8の記載に同じ

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

操縦士技能証明の限定変更に係る学科訓練及び飛行訓練等の委託について

### 2 担当所属名

消防局総務部施設課

### 3 契約締結日

令和7年4月25日

### 4 履行期間

契約の日の翌日から令和7年8月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府吹田市垂水町3丁目35番31号

朝日航洋株式会社

### 6 契約金額（税込み）

9,469,169円

### 7 契約内容

操縦士技能証明の限定変更に係る学科訓練及び飛行訓練等委託

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(1) 京都市（以下「本市」という。）が保有する回転翼航空機の操縦には、航空法（以下「法」という。）第22条の規定に基づく航空従事者技能証明が必要である。本技能証明は、国土交通省令により、航空機の等級又は型式について限定をすることができる（法第25条）とされており、新たに

本市に採用された操縦士（以下「新採操縦士」という）が本市の保有する回転翼航空機を操縦するためには、国土交通大臣が行う学科試験及び実地試験に合格し、操縦可能な回転翼航空機の限定事項を変更した技能証明を新たに取得する必要がある。

(2) 加えて、本市消防航空体制の安定的稼働や人材の有効活用等の観点から、令和7年4月に採用した本新採操縦士について、速やかに同技能証明を取得させ、早期に操縦士としての業務に従事させる必要がある。

本市競争入札参加有資格者のうち、上記技能証明の取得に必要な知識及び技能の習熟を図り、かつ、実地試験合格までのサポートを実施できるのは、朝日航洋株式会社とエアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社の2社であり、そのうち、令和7年上半期中に同業務を履行可能朝日航洋株式会社のみである。

上記(1)(2)の双方の条件を充足する唯一の契約相手である朝日航洋株式会社 西日本空情支社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市消防局本部庁舎 地下2階CVC用 (No.1) 蓄電池更新委託

### 2 担当所属名

消防局総務部施設課

### 3 契約締結日

令和7年5月19日

### 4 履行期間

契約の日の翌日から令和7年9月30日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地  
株式会社G S ユアサ

### 6 契約金額（税込み）

35,970,000円

### 7 契約内容

消防局本部庁舎地下2階に設置されているCVC用 (No.1) 蓄電池を更新するもの。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(随意契約の理由)

消防局本部庁舎地下2階に設置されているCVC用 (No.1) 蓄電池が期待寿命に達し、複数の単電池電圧が基準値よりも低下している。同蓄電池は、局本部庁舎が停電の際、自家発電機作動までの間及び何らかの原因により自家発電機が作動しなかった場合に、119番受信等の消防指令システム機器、防災情報関連機器及び京都市全体の情報関連機器等へ電力を供給するためのものであり、消防警備、防災機能及び市民生活にとって極めて重要な設備である。そのため、本蓄電池の更新は、速やかに実施する必要がある。

同蓄電池及び電源設備はG S ユアサ製であり、同社は設備の構造及び作業手順等を熟知し、作業に伴う停電等の危険を回避しながら実施が可能である。また、同社製品を取り扱い、早期に対応可能な業者は「G S ユアサ」以外にないため、同社と契約するもの。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

回転翼航空機（A S 3 6 5 N 3 ・ J A 0 2 F D）用部品（エンジン）

### 2 担当所属名

消防局総務部施設課

### 3 契約締結日

令和7年6月10日

### 4 履行期間

契約の日の翌日から令和7年8月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区南青山一丁目1番1号  
日本エアロスペース株式会社

### 6 契約金額（税込み）

557,716,280円

### 7 契約内容

回転翼航空機（A S 3 6 5 N 3 ・ J A 0 2 F D）用部品（エンジン）購入

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当機のヘリコプター（以下「当機」という。）はユーロコプター社製であり、積載のエンジンについては、仏国サフラン・ヘリコプター・エンジンズ社（以下「サフラン社」という。）製のものである。

当機は、ユーロコプター社の日本販売代理店であり、また、同エンジンを日本国内で販売・修理等をすることができる日本エアロスペース株式会社（当機調達時はユーロヘリ株式会社。以下「日本エア社」という。）から調達したものである。

当機を含む航空機は、航空法により「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されており、さらに耐空証明とは「耐空証明のある航空機の使用者は、航空機の整備をし、必要に応じ改造をすることにより、当該航空機を第十一条第四項の基準に適合するように維持しなければならない。」と定められている。

この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要がある。

また、定期点検整備による交換部品や不具合発生により交換の必要が生じた部品についても、航空機整備マニュアルに定められた「製造者が定める部品を使用しなければならない」と定められている。

当機において、製造者が定める部品はサフラン社製であり、サフラン社と代理店契約を締結している日本エア社のみが、航空法で定められた耐空証明を維持するための日本国内にお

ける適切な技術的

サポートを提供することができ、また、品質を確実に保証できる条件下において当該部品を提供することが可能である。

仮に、他の者から調達したならば、技術的サポート及び品質保証等を適正に受けることができない恐れがあるとともに、調達経費が多額になる恐れがある。

本案件は、航空法を順守という点、市民の生命、身体、財産を守る消防行政としての市民サービスを一時も欠かすことができないという点の2点から、現在の耐空証明検査の期間が満了するまでにエンジン交換をする必要があり、万が一不可となれば結果として当機の使用が不能、遅延又は法令違反が生じ、また、市政への信用失墜を招きかねず、市民の生命等に著しい支障が生じる恐れがある。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

大型はしご自動車分解点検（洛西第2消防隊 京都800は1116）

### 2 担当所属名

消防局警防部警防課

### 3 契約締結日

令和7年6月10日

### 4 履行期間

令和7年12月19日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県三田市テクノパーク32番地  
株式会社モリタテクノス

### 6 契約金額（税込み）

30,351,970円

### 7 契約内容

大型はしご自動車の梯体部分、油圧駆動装置及び安全装置等の分解点検

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

特定の設計業者にしか実施できないもの。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

当該車両を設計製造した業者のメンテナンス部門である株式会社モリタテクノスにしか分解点検を実施できないため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

消防局本部庁舎自家用電気工作物法定保安監督業務委託（受変電設備定期精密点検業務）

### 2 担当所属名

消防局総務部施設課

### 3 契約締結日

令和7年7月4日

### 4 履行期間

契約の日の翌日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町159番1  
日新電機株式会社

### 6 契約金額（税込み）

5,137,000円

### 7 契約内容

消防局本部庁舎に設置されている自家用電気工作物（受変電設備等）について、電気事業法に基づき、電気主任技術者の監督の下、年1回精密点検を行うもの。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(随意契約の理由)

受変電設備は、消防局の各種システム機器等を運用するための最重要設備であり、適正な保守点検が必要である。

消防局本部庁舎には特別高圧受変電設備が設置されており、点検のため に本線・予備線ごとに停電及び復電操作を行う必要がある。また、トランスごとに操作を行う必要もあり、点検作業には、庁舎内に設置されている設備に影響を及ぼさないよう、設備の構造及び作業手順等を熟知し、点検の結果を的確に評価判定できる技能を有し、機器の故障を発見した際にも、部品調達等早急に対応できることが求められる。

点検作業を的確に実施するとともに、緊急時の早急な対応が可能であり、作業に伴う停電等の危険を回避しながら点検することが可能である業者は当該設備の製造業者である「日新電機株式会社」以外にはないため、同社と契約するもの。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

回転翼航空機（J A O 2 F D : あたご）耐空証明検査前整備

### 2 担当所属名

消防局総務部施設課

### 3 契約締結日

令和7年7月9日

### 4 履行期間

契約の日の翌日から令和7年10月3日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区六本木六丁目10番1号

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

### 6 契約金額（税込み）

37,796,000円

### 7 契約内容

回転翼航空機耐空証明検査前整備

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。

また、当市が運航する回転翼航空機「A S 3 6 5 N 3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。

さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「A S 3 6 5 N 3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
救急救命士養成事業の委託
- 2 担当所属名  
消防局消防学校教育管理課
- 3 契約締結日  
令和 7 年 7 月 11 日
- 4 履行期間  
令和 7 年 8 月 15 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町 6 番地  
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
17,840,900 円
- 7 契約内容  
救急救命士養成教育に関する事項のうち、医師及び看護師等による講義及び臨床実習を行う。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
救急救命士法に基づいて実施する救急救命士養成教育には極めて専門的な内容の教育が必要であり、講義及び実習に必要な救急医療機関及び医師等を円滑に確保することができる一般社団法人京都府医師会のみであるため。
- 9 根拠法令
  - 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市上京消防署所等 1 1 施設照明設備LED化簡易型ESCO事業
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和 7 年 9 月 26 日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東邦電気産業・トフレック共同グループ  
(代表企業) 京都市中京区壬生御所ノ内町 32 番地  
東邦電気産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
43,149,700 円
- 7 契約内容  
対象施設における照明設備LED化改修工事の設計、施工及び維持管理
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
(随意契約の理由)  
本業務は、各業者におけるこれまでの実施実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方法等について、総合的に判断する必要があり、競争入札に適しないものであるため、プロポーザルによる随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
プロポーザル方式により業務受託候補者として選定され、交渉の結果、受託者として最適であると判断されたため。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市下京消防署所等 1 1 施設照明設備LED化簡易型ESCO事業
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和 7 年 9 月 26 日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東邦電気産業・トフレック共同グループ  
(代表企業) 京都市中京区壬生御所ノ内町 32 番地  
東邦電気産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
48,967,072 円
- 7 契約内容  
対象施設における照明設備LED化改修工事の設計、施工及び維持管理
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
(随意契約の理由)  
本業務は、各業者におけるこれまでの実施実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方法等について、総合的に判断する必要があり、競争入札に適しないものであるため、プロポーザルによる随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
プロポーザル方式により業務受託候補者として選定され、交渉の結果、受託者として最適であると判断されたため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

西大路消防出張所移転に伴う消防指令システム機器移設等業務委託

### 2 担当所属名

消防局警防部情報指令課

### 3 契約締結日

令和7年9月26日

### 4 履行期間

令和7年9月27日から令和7年12月26日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地

株式会社 日立製作所 京都支店

### 6 契約金額（税込み）

8,107,000円

### 7 契約内容

西大路消防出張所移転に伴う消防指令システム機器移設等業務を業者に委託する。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は、西大路消防出張所移転に伴い、消防指令システム関連機器の移設等を委託するものである。

現在運用中の消防指令システムの著作権及び設定調整に関する技術情報は、同システムを開発及び納入した株式会社日立製作所のみが排他的権利として有しており、一般に公開していないことから、他の業者が移設及び接続調整業務を行うことは不可能である。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 2号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

### 11 その他